

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	ナカニシ キョウコ 中西 京子	授与番号 甲 1807 号
学位の種類	博士(学術)	授与年月日 2024 年 3 月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第 1 8 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]	
博士論文の題名	訪問看護をめぐる看護政策の変遷と課題	
審査委員	(主査) 美馬 達哉 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授	松原 洋子 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授
	後藤 基行 立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授	山下 麻衣 同志社大学商学部教授
論文内容の要旨	<p>本論文は、1991 年の訪問看護制度の創設で、看護師の働き方や役割がどのように変化したのかを、看護政策の変遷をとおして明らかにしたものである。訪問看護制度の創設は、看護師に起業家としての道を開き、看護の実践およびその責任の範囲を変容させつつある。</p> <p>本研究の意義は、病院中心から在宅中心へのシフトによって、病院を中核としつつも地域でのケアを実質的に担う訪問看護の実践が登場した結果、法律上に規定されている看護業務の「療養上の世話」と「診療の補助」に加えて何が必要となったかを、マネジメントに焦点をあてて歴史的に検討したことにある。さらに、看護教育カリキュラムの検討により、訪問看護が看護学・看護教育にどのようにディシプリンとして取り入れられたかも考察している点に独自性がある。</p> <p>第 1 章では、訪問看護制度創設前と後の 2 期に分け、訪問看護の歴史的変遷を明らかにした。同時に、看護教育カリキュラムでは、訪問看護制度創設後の 1996 年の第 3 次改正で「在宅看護論」が登場し、2020 年からは現在の「地域・在宅看護論」となっていた。これは、看護師の役割が施設内看護から地域へと拡大したことの反映である。第 2 章では、厚生労働省・日本看護協会・全国訪問看護事業協会等の報告書から訪問看護の現状を分析し、現在の訪問看護のかかえる問題点を明らかにした。訪問看護の充実に向けた経済的誘導の政策が行われてきているが、経営状況をみると地域における訪問看護機能の基盤はいまだ脆弱である。第 3 章では、特定行為研修制度の 2014 年に創設に至る政策過程を検討した。当初、看護師側からは、訪問看護の必要性を背景に「特定看護師」資格が提案され、医師の指示を受けずに一定の診療を行う資格としてのナース・プラクティショナーも視野に収められていた。だが、修士号の必要性に関する看護師側内部での対立、医師側からの反発、議論が患者・国民には理解されなかったことなどの複合的な理由から、国家資格は見送られ、研修制度となった。この結果できた特定行為研修制度は、訪問看護の分野で、いまだに十分に活用されていない。</p>	

	<p>第4章では、保健師助産師看護師法の一部改正（2000）以降の変化を、看護師が関わった医療過誤判例を通して分析した。訪問看護の役割が大きくなるにつれ、「療養上の世話」と「診療の補助」を実質上は超えるかたちで訪問看護師の裁量と責任の範囲が拡大していることを明らかにした。第5章では、在宅看護に関する看護教育カリキュラムの変遷をマネジメントに焦点をあてて検討した。「在宅看護論」が一分野として明確化されていったものの、実質としては医療看護制度の変化の後追いでできたパッチワーク的な教育内容であって、地域との関わり方やマネジメントも含めた総合的で体系的な学問分野となり得ていないことが示された。終章では、看護制度及び看護教育の課題を俯瞰し、看護の対象者を疾患や障害を有している生活者としてとらえる視点の重要性、そこからこれまでの「診療の補助」と「療養上の世話」だけにとどまらず、地域をマネジメントする必要性が示され得る可能性がある」と論じている。</p>
<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>審査員には、本論文が介護保険導入による訪問介護制度の創設以降の現代史を制度と教育の両面から分析したものとして、学術的意義は高く評価された。</p> <p>口頭試問では、本論文でのマネジメント概念の定義、看護師が経営者であった過去事例として派出看護会の評価についての質疑があった。前者への応答として、地域包括ケアの時代における看護師に必要とされるマネジメント機能として、①組織目標を達成するために看護管理者が行う組織マネジメント、②患者やその家族に行うケアのマネジメント、③多職種の専門性を発揮しながら適切な看護サービスを選択し提供するチーム活動としてのマネジメント、④地域で包括的に行うマネジメントが挙げられた。後者への応答としては、派出看護と訪問看護は、家に赴くという点での表面的類似に過ぎず、派出看護は家政婦の延長またはミッション系での社会貢献、訪問看護は病院があることを前提とした地域包括の医療システム全体の一部となっている点で異なるとして、本論文での訪問看護の歴史的な位置づけが明確化された。</p> <p>公聴会では、本論文における看護特有の問題とジェンダー分業一般に共通する問題の区分けに関する質疑が行われた。病院と訪問看護を連携した研修制度の創設など訪問看護のサステナビリティに向けた看護学・看護政策としての努力だけではなく、また社会全体での女性にとっての働きやすさを含めた制度改革が必要であることが語られた。</p> <p>以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は2023年12月11日（月）16時30分から18時まで、衣笠キャンパス創思館302会議室において審査員4名によっておこなわれ、公聴会は2024年1月9日（火）13時から14時まで衣笠キャンパス平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルームにおいて審査委員4名と多数の聴衆（対面とオンライン<Zoom>のハイブリッド実施）の参加によっておこなわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上により本審査委員会は、申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、博士（学術 立命館大学）の学位を授与することが適切と判断する。</p>